

土木事業における BIM/CIM 適用に関する試行方針

令和 5 年 4 月 1 日

大阪府都市整備部

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、土木業務に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 適用の対象範囲

以下に示す業務に該当するものを対象とする。

- ・ 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- ・ 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- ・ 土木設計業務等共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務

ただし、小規模なもの及び災害復旧工事等の緊急性を要する業務を除く。

なお、これによらず対象以外の業務においても積極的な導入を推進する。

3. 3次元モデルの活用

業務ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議する。活用内容については、別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

義務項目については、原則として全ての3次元モデル詳細設計（実施設計含む）において活用する。

推奨項目については、業務の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務及び条件が複雑な業務については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

なお、設計図書は2次元図面とし、3次元モデルは参考資料として貸与するものとする。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務においては、3次元モデルの作成、ソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積により計上する。

なお、実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務において発注者が必要と認めるもの限り、費用計上の対象とする。

5. DS (Data-Sharing) の実施 (発注者によるデータ共有)

業務の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明し、受注者が希望する参考資料 (電子データを含む) を貸与する。説明に使用する資料は、別紙2の記載例を参考に作成するものとする。

6. 適用時期

令和5年4月1日以降に入札契約手続きを開始する業務から適用する。

7. その他

詳細は、別途定める。